

平成25年11月14日

各自治会長 様

北栄町総務課長
(公 印 省 略)

歩行型除雪機の貸し出しについて (通知)

平素より、町政の運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、町では役場大栄庁舎及び北条庁舎に「歩行型除雪機」を各1台配置しているところでありますが、その「歩行型除雪機」を有効に利用するため、次の条件により希望される自治会へ貸し出すこととしています。

つきましては、貸し出しの条件をご理解、遵守したうえで、使用を希望される場合には、役場総務課財務室(大栄庁舎分)、又は、総務課分庁総合窓口室(北条庁舎分)へお問い合わせください。

なお、台数が限られているため、庁舎での利用や他の自治会への貸し出し等の理由により、貸し出しすることができない場合がありますが、あらかじめご承知ください。

記

- 1 貸し出し物件 歩行型除雪機
- 2 物件保管場所 役場大栄庁舎1台、役場北条庁舎1台
- 3 問い合わせ先 大栄庁舎保管分：総務課財務室(37-3111)
北条庁舎保管分：総務課分庁総合窓口室(36-3111)
- 4 貸し出し条件
 - (1) 貸出先は自治会に限り、許可なく他団体に貸し出すこと(又貸し)は認めない。
 - (2) 使用目的は通学路の除雪に限る。
 - (3) 貸出の期間は半日とする。
 - (4) 除雪機の使用に係る燃料費は使用者負担とする。
 - (5) 使用者の故意、重大な過失により除雪機に損害を与えたときは、自治会の責任において自治会の負担により修繕する。
 - (6) 除雪機の使用に係る人身事故及び物損事故は北栄町は一切の責任を負わないこととし、その責任は使用者である自治会が負い、事故に関するすべての損害賠償等の保障を行わなければならない。

除雪機による事故を防ごう!

使用者の責任において、正しく、安全に作業しましょう。

人がいる時は
使わない!

作業中は絶対に
まわりに人を近づかせない。



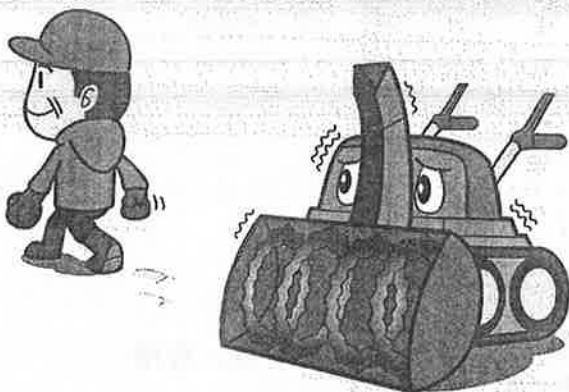
雪かき棒を
使って!

雪詰まりを取り除く時は、エンジンを
停止し必ず雪かき棒を使う。



エンジンを掛けたまま
離れない!

作業の時以外は、
必ずエンジンを停止する。



後方注意!

後進する時は、足もとや
後方の障害物に気をつける。



必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解してください。
搭載された安全機構の使い方を理解し、正しく利用してください。



除雪機安全協議会では「歩行型ロータリ除雪機の安全規格」
を策定し、普及に努めています。

除雪機安全協議会

社団法人 日本農業機械工業会

<http://www.jfmma.or.jp/>

除雪機安全協議会

検索

借用書

平成 年 月 日

北栄町長 様

自治会名
代表者

下記の物品を借用いたしたく、許可していただきますようお願いいたします。
借用いたしましたうえは、その使用につきましては、諸規定および指示に反しないことを確約いたします。

借用期間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで ※半日単位とします
借用目的	通学路の除雪
借用場所	
借用物品	歩行型除雪機
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・燃料は使用者の負担とします。・上記物品を許可なく他団体に貸出、使用させることを禁じます。・使用者の故意、又は重大な過失によって、物品に損害を与えたときは、使用者の責任で修理していただきます。
許可月日	平成 年 月 日